©2021 KAKEN/JSTP Kyoto University
京都大学理学研究科・理学部 湯川記念館史料室

「東京提案」きょう採択

こんどの京都総会、東京大会を通じて、最大の無駄となっていた〝東京提案〟は、いよいよ総会最終日の三十日午前、本部提案として議場にのぼり、ほぼ原案どおり可決される見通しとなった。〝東京提案〟は、国連を世界連邦に改組しようという十年前のコペンハーゲン提案を、現在の国際情勢にあったものに修正し、今後の世界連邦運動の方針としようというもの。両提案とも「国連憲章を全面的に改正し、国連を世界連邦に改組する」という原則では一致しているが、連邦の立法、司法、行政の三権について〝東京提案〟は大幅な修正を加えている。

まず、立法権ではコ提案は二院制としているが、東京提案では現在の国連総会をそのまま世界議会とし、代表権も一国一代表でなく、人口に比例して代表を出すとし、司法権では国家間の紛争を解決するため世界法廷を設けるが、東京提案では人権を重くみ、とくに人権侵害の訴訟も聴取することを追加している。また、行政権では国連の安全保障理事会を世界執行理事会として内閣の役割りを果たさせるが、東京提案では理事の権限を強化するとともに安保理事会のような拒否権を執行理事会にはもたせず、多数決で決定するという立て前をとっている。つまり東京提案はコ提案をよりいっそう現実味をまし、国連でこの案がすぐとりあげられる形に修正を加えた点に修正案の意義がある。

このため、九月十七日から開かれる第十八回国連総会に各国政府代表を通じてこの提案を反映させようという同協会の方針がどのように生かされるか実現までにはまだ程遠いとしても、世界連邦運動にとっては画期的なものといえそう。

なお〝東京提案〟は三つの章からなり、国連査察庁および警察、国際裁判所、世界議会の構成と権限、世界執行理事会、経済・社会理事会、人権などを規定する十六項目にわたる各国政府への勧告と、十一条からなる暫定的勧告からなっている。

【勧告一十五】（改正）改正憲章のもと正手続きは、世界人口の実質的な多数を代表する加盟国の見解が含まれていないかぎり将来の改正が不同意国に押しつけられないよう保障する。

【勧告一十六】改正憲章の批准については、加盟国および世界人口の実質的な多数によって支持されるまでは効力を発しないよう保障するために特別の手続きが規定される。

◇第二章

文化的に関連した諸国あるいは他の理由により関連した諸国は、それが世界連邦（国連）の憲法（憲章）の条文と精神に反しないという条件のもとで世界連邦（国連）のワク内において共通の利益のために自治権のある連邦あるいは同盟結成が許される。

◇第三章　暫定的勧告

【総言】これらの提案は第一章に含まれている提案に代るものではなくて、現在の国連憲章を世界連邦政府の方向へ強化するため可能な第一歩として提案される。これらの提案は第一章に規定されているように国連が世界連邦政府へ発展するよう、その働きを拡大することを意図している。

【第一条】国連への加盟は憲章に含まれる義務を受諾することに同意するすべての国家に開放される。そしていったん加盟したら、いかなる国も脱退できない。

【第二条】人口、できれば経済的重要性その他の要素を考慮に入れて、総会を現在よりもより代表的にする方法・手段を考慮する。

【第三条】国連の加盟国が増大していることにかんがみ、安全保障理事会を拡大し、常任理事国を増すなど、より代表的にする。

【第四条】安全保障に関する問題についての安全保障理事会の決定は、全構成員の三分の二の多数で決定される。

【第五条】個人的に募集される国連常設軍の中核をただちに創設することを規定する。

【第六条】加盟国が国連とその専門機関の決定を実行するためになした行動を定期的に報告する義務を強固にする。

【第七条】世界的な貧困、無知、飢餓、病気によってもたらされている増大する挑戦に対処する相当長期の財政援助の管理機と保証をもった必要な機関を設置する。

【第八条】国連憲章第五十五条の人種差別の禁止を現在よりもさらに効果的にする。

【第九条】非自治領、信託統治領が独立の準備をするのを援助する方法を改善する。

【第十条】憲章の解釈は国際司法裁判所に委ね、国連のいかなる加盟国も憲章の規定の意味に異論が出たり、疑問が起ったりした場合には裁判所の決定に委ねる。

【第十一条】国際司法裁判所のもとに下級国連裁判所を設置し国際法に違反した個人に刑事裁判を執行する。

年度内しか効力がない、として反対もあるので、補助金の保証年限を閣議で決定する。

一、審議会など付属機関で、それ自体決定権をもたない諮問または調査機関的な性格のものの新設については、立法措置によらないですむよう国家行政組織法を改正する。

一、法案内容が同じようなものでしかも国会の同一常任委員会で審議されるものは、できるだけまとめて一本化する。

一、臨時行政調査会は近く政府の許、認可事務について簡素化の方向で改革案の答申を政府に提出するが、政府は、この答申に基づいて、許、認可事項に関する法令を整理する。

c084-016-041